

(様式第 2 号)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	北部クリーンセンター
委 託 業 務 名	令和 7 年度クレーン点検等業務（プラ容器資源化施設用）
委 託 業 務 場 所	大津市伊香立北在地町
概 要	北部クリーンセンタープラスチック容器資源化施設に設置したクレーンの法定点検等業務
契 約 期 間	契約締結日の翌開庁日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 9 月 3 0 日
契 約 金 額	1, 6 5 0, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大阪市天王寺区清水谷町 8－1 5 〔名 称〕 東洋ホイスト株式会社 大阪支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務はプラスチック容器資源化物の受入設備を停止して実施するため、迅速且つ確実な作業を要するとともに、本業務に起因した施設へのいかなる支障もきたさないような、熟練した技術者を必要とする。当該業者は、本設備を製造・設計・施工した業者であり、設備はもとより施設の機材にも熟知し、法定点検以外のものも含めて対処できる。また、当該業者以外の者に施工させた場合、クレーンの性能確保及び他の既設機材との連携の保障ができなくなり、操業に著しい支障が生じる恐れがあることから、本業務をすみやかに且つ確実に実施できる唯一の業者である当該業者と随意契約を行う。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。